

【新規】知的障害成人余暇活動支援

1. 事業の目的

障害のある青年・成人の障害者が日中活動や就労後に障害者相互、地域住民や学生等、様々な人々と交流し、集団活動を行うことにより、地域における障害者のコミュニケーション能力など社会で生きる力の向上を図る。

2. コンセプト

障害のある青年・成人期の方の休日や就労後の居場所として定期的に場の提供を行う。

3. 対象者

青年・成人期の知的障害のある方を対象とする。

※平成28年度より都において、知的障害のある方の障害特性等を踏まえ、地域で生活する青年・成人の障害者が孤立し、引きこもりに陥らないよう、あるいは、就労している障害者が就労後や休日に過ごす場として、身近な地域に活動の場を確保し、障害者相互、地域住民や学生等、様々な人々と交流し、社会生活技術等修得のための学習会、行事の企画・運営、地域におけるボランティア活動参加など、多様な集団活動を行う事業に対して都から1/2の補助がある。

4. 当市の利用者ニーズ

市内の障害福祉関係者等で構成され、障害者等への支援の体制の整備に関し必要な検討を行う「東村山市障害者自立支援協議会」において、市内に必要とされるサービスとして、障害児については、児童福祉法のサービスとして「放課後等デイサービス」があるが、成人期では、日中活動後等のサービスがないことから、成人障害者の余暇等を目的としたサービスが必要ではないかとの意見が出ている。また、障害当事者の保護者及び特別支援学校PTA保護者からの要望書において、知的障害のある方の就労後や土曜日・日曜日の居場所としての余暇活動等を行う場が欲しいとの要望がある。

5. 多摩26市の状況

平成29年3月末現在で青年・成人期の余暇活動支援事業を実施している市は、「立川市」、「昭島市」、「国分寺市」の3市となっているが、3市の余暇活動支援事業は不定期の開催である。

6. 事業効果

障害のある方が、様々な人々と交流し、集団活動を行うことで、コミュニケーション能力など社会で生きる力の向上や余暇活動の充実を図る効果がある。

7. 提供場所・提供時間

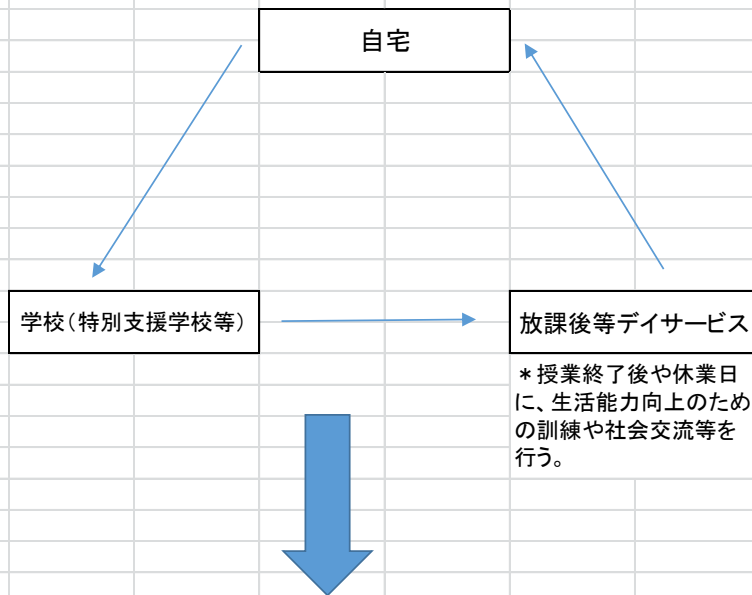
障害特性等を踏まえ、入口近辺での開所は避ける。

平日は、通所後の15時30分から20時まで

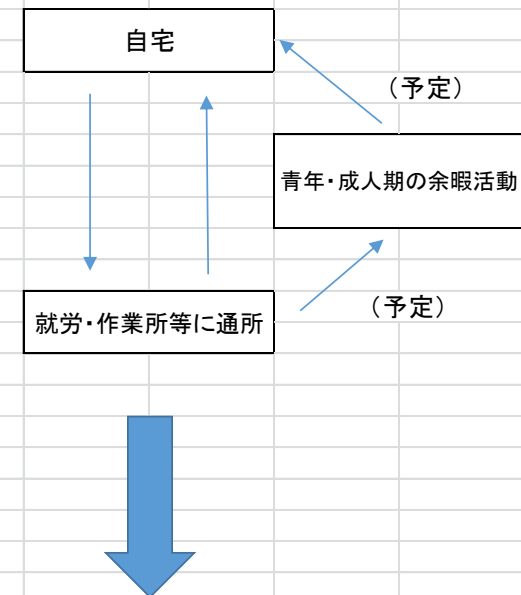
土曜日・日曜日・祝日は9時から18時まで

青年・成人期の余暇活動支援事業

○18歳未満の児童の場合



○18歳以上の青年・成人の方



* 障害児の場合は、授業終了後や休業日に専門的な療育を行う「放課後等デイサービス」事業で専門的な療育を行い、生活能力向上のための訓練や社会交流等を行う場所がある。
事業所の開所日については、平日は、15時30分頃から18時までで、土・日・祝日に開所している事業所については、概ね9時から18時までの開所となっている。

* 青年・成人期の障害のある方については、自宅と就労場所・作業所等との往復のため、市内のNPO法人等が独自に行っている事業に登録し、利用するため、法人の会員のみでの利用である。
そのため、作業所に通所している青年・成人期の障害のある方の場合については、作業所が概ね15時30分に終了するため、16時から16時30分には自宅に着くため、他者と交流する機会は特定の方としかない。